

議案第 7 号

水洗便所設備資金貸付金に係る債権の放棄について

水洗便所設備資金貸付金に係る債権を、次のとおり放棄する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債権の種類	放 棄 す る 債 権 の 額	件 数	理 由 等
昭和49年度	貸 付 金	2,790,834円	33件	民法第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
合 計		2,790,834円	33件	

放棄する貸付金に係る水洗便所設備資金貸付基金条例第5条の規定に準じた利率（ただし、平成10年度以前は年6.5%とする。）に基づく債権放棄の日までの利子及び水洗便所設備資金貸付基金条例施行規則第8条第1項の規定に準じて計算した債権放棄の日までの延滞金についても放棄する。